平成２６年（行ウ）第８号　安全な場所で教育を受ける権利の確認請求事件（以下「甲事件」という。）
平成２７年（行ウ）第１号　安全な場所で教育を受ける権利の確認請求事件（以下「乙事件」という。）
平成２８年（行ウ）第２号　安全な場所で教育を受ける権利の確認請求事件（以下「丙事件」という。）
原告　　原告１－１ほか
被告　　国ほか

準備書面(50)

【被告国の第７準備書面に対する求釈明】

平成３０年４月１３日

福島地方裁判所民事部御中

原告ら訴訟代理人
弁護士　　井　　戸　　謙　　一
ほか１８名

被告国は、第７準備書面において、原告らが求めていた原子力緊急事態宣言についての釈明をされた。その内容を前提に、被告国に対し、更に釈明を求めるので、回答願いたい。

１　原子力緊急事態宣言について

(1)　被告国は、「原災マニュアルにおいて、原災法１５条２項が定める原子力緊急事態宣言は記者会見を通じて公表されるものとされていた」と主張している（被告国第７準備書面３頁下から４行目～２行目）。これは、平成２３年３月１１日午後７時４５分ころに行われた内閣官房長官による記者会見を通じた「原子力緊急事態宣言の公表」が原子力緊急事態宣言の「公示」であると主張する趣旨か。

原災マニュアル２(1)「原子力緊急事態宣言の発出」（乙Ａ第８号証１９頁）によれば、②項で「原子力緊急事態に係る公示の手続をとる。」と、③項で、「以上を受け、内閣総理大臣は、記者会見を通じ、原子力緊急事態宣

言を公表する。」とそれぞれ規定されており、これによれば、「公表」は「公示」がなされたことを前提としてなされる行為であって、別な概念であることが明らかである。

内閣官房長官による記者会見を通じた「原子力緊急事態宣言の公表」が「公示」ではないとすれば、原子力緊急事態宣言の公示」は、いつ、どのようになされたのか、改めて回答を求める。

(2)　被告国は、原子力緊急事態宣言の内容の４回にわたる変更については、それぞれについて公示書を証拠提出している（乙Ａ第２３～２６号証）。当初の発出時の「公示書」を証拠提出されたい。提出できないのであれば、その理由は何か。そもそも「公示書」は作成されていないのか。

(3)　被告国は、「原子力緊急事態宣言において、緊急事態応急対策実施区域は、『福島県と関係市町村』とされた」と主張する。（被告第７準備書面４頁７～８行目）

ア　「関係市町村」では全く特定されていない。特定されたい。

イ　被告が上記主張の証拠として引用する乙Ａ第２２号証８頁は、平成２３年４月３０日に開催された衆議院総務委員会における黒木慎一政府参考人（資源エネルギー庁原子力安全・保安院審議官）の「（原子力安全・保安院が平成２３年３月１１日２０時１５分からの記者会見において）その区域は福島県と関係市町村であるというふうに言及した」という回答部分である。

原子力緊急事態宣言において、緊急事態応急対策実施区域を特定した文書を提出していただきたい。仮に、その文書が存在しないのであれば、黒木慎一政府委員は、何を根拠に、「福島県と関係市町村」と回答したのかを説明していただきたい。

２　平成２３年３月１１日午後９時２３分の変更（以下「第１回変更」という。）について

(1)　被告は、上記変更によって、緊急事態応急対策実施区域は、福島第一発電所から半径１０キロメートル圏内と変更されたと主張する。

(2)　原子力緊急事態宣言における緊急事態応急対策実施区域が「福島県と関係市町村」とされていたのが、第１回変更で上記のとおり変更されたとのことであるが、これによって、緊急事態応急対策実施区域は拡大したのか、縮小したのか、説明していただきたい。

以上